

クリーンウッド法の見直しについて

今回の日合商解説（vol.71）では、クリーンウッド法が見直しになりましたのでそのポイントについて解説します。

「クリーンウッド法」とは、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律のことです。合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に議員立法として成立（平成29年5月施行）。

INDEX

- ① 現行クリーンウッド法の概要
- ② クリーンウッド法とグリーン購入法の違いについて
- ③ クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）
- ④ 木材関連事業者の登録制度・・・登録のメリット

① 現行クリーンウッド法の概要

- **事業者**は、木材等を利用するに当たっては、**合法伐採木材等を利用するように努めなければならない**旨を規定。
- **木材関連事業者が取り組むべき措置**として、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の**法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）**等を規定。
- 取り組むべき措置を**確実に講ずるもの**は、主務大臣が登録した登録実施機関による**登録を受けることができる**。
- 附則において、**施行後5年を目途として、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる**ことを規定。
- 2017年の施行以降検討が行われ、その結果2023年5月8日に改正クリーンウッド法が公布され、交付後2年以内の施行となりました。

② クリーンウッド法とグリーン購入法の違いについて

クリーンウッド法は、違法伐採による地球温暖化の防止や自然環境の保全等を目的に、木材を扱う事業者

（木材関連事業者）に対し、合法伐採木材利用の促進に焦点を当てた法律であり、グリーン購入法は国などの機関に環境に優しい製品やサービスの購入を義務付けた法律といえます。違法伐採対策に関して各国の動向は、森林認証制度の導入や適切な森林管理基準の設定など、森林保全と持続可能な森林利用のための枠組みを整備することが重視されています。なお、サプライチェーン面において諸外国、特に欧州において動き出している政策で2022年12月6日にEU（欧州連合）において森林破壊に関係した商品の販売防止へ新法で合意されたのは記憶に新しいところです。なお、グリーン購入法では、2006年に調達製品に木材製品が追加され、

その証明方法として林野庁ガイドラインが提示されました。

日合商は林野庁ガイドラインで例示された証明方法の一つである認定団体です。業界団体の認定を受けた事業者が証明する「団体認定制度」では、合法性等の証明を、次の納入段階の事業者に対し、交付、生産・加工・流通の各段階で交付を繰り返し、証明の連鎖を形成することで証明できます。クリーンウッド法の証明方法にも活用できるとされていますので、メリットに繋がります。

現行クリーンウッド法の対象物品

■ 木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品（リユース、リサイクル品を除く）。

□ 現行クリーンウッド法の具体的な対象物品



□ 各国の制度

EU	- EU市場における最初の木材の取扱者を対象 - 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） - デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
豪州	- 木材輸入業者、国産丸太加工業者を対象 - 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） - デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合に罰則あり
米国	- 木材の輸出入、売買を行う全ての者を対象 - 違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務を課す - 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり
韓国	- 木材輸入業者を対象 - 木材の合法性証明書類を提出しなければ輸入を禁止
中国	2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置し、その詳細である施行規則を検討中
NZ	これまで法制度はなかったが、新たに合法性を担保する制度の導入を検討中

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum

③

クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

2022年		2023年	2024年	2025年	2027年		
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	...	R10年度
法令の見直し	第一種 木材関連事業者 〔合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録)〕		改正法公布（R5年5月8日）	移行(P)	合法性確認等(デュー・デリジェンス)を義務化 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化	3年後検証	
	第二種 木材関連事業者 〔合法性確認等は任意 (確実に行う事業者は登録)〕			小売事業者を追加 違法伐採木材等を取り扱わないことを明確化			
	素材生産事業者等 〔制度の対象外〕			第一種事業者の求めに応じて伐採届等の 情報提供を義務化			
運用の改善・強化	人権遵守の推進	「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等			クリーンウッド法(基本方針等)への位置づけ、 木材関連事業者による「人権尊重のためのガイドライン」 の実践		合法性確認等の実施状況・合法伐採木材等の 流通等の状況を踏まえて検証
	合法性確認等の 手法の明確化	フローチャート等作成	フローチャート等 (業界別)作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施			
	消費者等に対する普及	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信					
供給拡大	国産材	(R元) 【3,100万m³】	(R3) 【3,400万m³】	(R7) 【4,000万m³】			合法性確認等の実施状況・合法伐採木材等の 流通等の状況を踏まえて検証
	輸入材等	国産材の供給拡大(担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進)					
備考		諸外国に対する合法伐採に係る許可証の発行等の働きかけ					合法性確認等の実施状況・合法伐採木材等の 流通等の状況を踏まえて検証
		生産国における違法伐採木材等からの転換支援(ITOへの提出)					
			G7サミット G7農業大臣会合				

第一種木材関連事業者は、2025年以降**合法性の確認が義務化**になります。
第二種木材関連事業者は、2025年以降**小売事業者も追加**になります。

先述の各国制度の取り締まりと共に日本においても合法性を保つ為の施策が強化されていきます。検証については継続的に行われます。輸入材についてはサプライチェーンの監視が強まり、国産材については供給拡大に向けて引き続き担い手の育成と、高性能林業機械の導入、等々が施策として打ち出されています。

④

木材関連事業者の登録制度・・・登録のメリット

- 「登録木材関連事業者」の名称が使用できる為、**無登録事業者と差別化**
- 法律に位置付けられた事業者として**社会的評価**が向上
- 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者として**信頼性が向上**
- 登録者を対象とした**補助事業等の優遇措置**を受けることができる

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum